

設計業務等共通仕様書の改定の概要について

◎適用日：平成29年4月1日以降の執行伺い決裁分

(単価適用日が平成29年4月1日以降のもの)

◎主な改定概要

1. 「第1編共通編」について

第1102条 用語の定義の変更

- ・「総括調査員」、「調査員」、「提示」、「照査」、「了解」、「受理」の定義の追加
- ・「同等の能力と経験を有する技術者」の経験年数表を削除

第1103条 受注者の責務 を追加

第1107条 管理技術者

- ・管理技術者の資格要件に土木学会認定技術者（特別上級、上級又は一級）を追加
- ・原則として変更できない旨の追加

第1108条 照査技術者

- ・赤黄チェックを原則実施する旨の追加
- ・照査技術者の資格要件に土木学会認定技術者（特別上級、上級又は一級）を追加
- ・原則として変更できない旨の追加

第1110条 提出書類

- ・テクリスの手続き期限を10日以内から15日以内に変更

第1136条 行政情報流出防止対策の強化 を追加

第1212条 維持管理への配慮 を追加

2. 「第2編 河川編」について

- ・条項番号及び照査の文言等の修正

3. 「第3編 海岸編」について

- ・条項番号及び照査の文言等の修正

4. 「第4編 砂防及び地すべり対策編」について

第4309条 土石流対策工予備設計

- ・「(3) 基本事項検討」に、地形・地質条件、設計条件、工種・工法の検討、構造物の位置の検討、環境条件検討の項目を追加

第4310条 土石流対策工詳細設計

- ・「(4) 施設設計」に、施設設計の範囲、設計図の作成、附属施設の設計、景観設計の項目を追加

第4311条 流木対策工予備設計

- ・「(3) 基本事項検討」に、地形・地質条件、設計条件、工種・工法の検討、構造物の位置の検討、環境条件検討の項目を追加

第4312条 流木対策工詳細設計

- ・「(4) 施設設計」に、施設設計の範囲、設計図の作成、付属施設の設計、景観設計の項目を追加

第4408条 地すべり防止施設予備設計

- ・「(8) 施工計画検討」の項目を追加

第4508条 急傾斜地崩壊防止施設予備設計

- ・「(4) 配置設計」を追加

第4509条 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計

- ・「(3) 基本事項決定」に、地形・地質条件、設計条件、環境条件の項目を追加

第6章 雪崩対策調査・計画・設計の削除

5. 「第5編 ダム編」について

- ・第7章 ダム点検を追加
- ・技術省指針令条項番号及び照査の文言等の修正

6. 「第6編 道路編」

第6102条 計画段階配慮書(案)の作成 を追加

第4章 道路設計 第8節 盛土・切土設計 を追加

第4章 道路設計 第9節 調整池設計 を追加

第9章 道路施設点検 を追加